

# 地方税の安定的確保

八 尾 市

## 地方税の安定的確保

本市の財政は、景気の低迷や社会経済情勢の急激な変化に加え、経済対策としての減税等により、市税収入の大幅な伸びが期待できないなか、これまで市民ニーズに応えるべく、各種公共施設の建設や生活関連施設・都市基盤施設などの整備に努め、これら事業の財源として地方債の発行を行い、その償還が今後における大きな負担となるなど、財政運営は、極めて厳しい状況にある。

また、少子・高齢社会の進展、市民ニーズの多種・多様化、生活環境の整備、社会福祉の充実や都市防災対策の強化など財政需要はますます増大している。

このような状況のなか、従来にもまして事務事業の見直し、経費の節減合理化など行財政の効率的運営に徹底的に取り組むとともに、地方自治体はその事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方との役割分担に応じた地方税源の充実・確保を図ることが何よりも急務であり、将来にわたっての安定した自主財源の拡充策を早期に検討していく必要がある。

従って、国から地方への税源移譲など税源配分の是正等について、強く要望していくとともに、歳入確保のための自主財源を充実安定させ、地方分権を実りあるものとし、自治体独自の経営を確固たるものとするため、また、行政と市民等の役割分担（受益と負担の関係）を明確にしながら、以下の取り組みを進める必要がある。

また、地方自治法等の改正を契機に、税負担のあり方についても市民参画を推進し、市民による財政コントロールの実践をも展望しながら、「税等による歳入分野の住民自治」を確立させることを目指し、地方税全般について検討を行う。

### 国・地方を通ずる税源配分

地方分権の目指すところは、地方が自らの責任と判断で地域の実情にあった行政を展開するところであり、そのためには、それを支える地方の税財源の充実が不可欠である。平成10年度決算によると、国と地方の歳出比率が概ね1：2となっているのに対し、国民が負担する租税収入の比率は国と地方で概ね3：2となっており、歳出と税源配分の間には大きな乖離が存在している。この乖離については、現在、地方交付税や国庫補助負担金により補われているが、今後は地方分権一括法にあるように、地方公共団体が事務及び事業を自主的か

つ自立的に執行できるよう、国と地方との役割分担に応じた地方税財源の確保を図ることが重要である。

また、本格的な高齢社会の到来を迎え、介護、福祉、医療等の新たな財政需要の増大に対応するためにも、税制改正にあたっては、国から地方への税源の移譲を行うなど税源配分の是正を行うとともに、地方分権推進のためにも、市町村の税源特に法人所得課税、消費課税・流通課税などの都市税源の拡充強化を図る必要がある。

このため、税源配分の是正に伴う都市税源の充実について、大阪府市長会、近畿都市税務協議会等を通じて、国に対し強く要望していくこととする。

【国と地方の歳出及び税収の割合(平成 10 年度決算)】

国と地方の歳出合計額 100 % 156 兆 3,831 億円	
国の歳出 37.0 %	地方の歳出 63.0 %
57 兆 9,240 億円	98 兆 4,591 億円

租税総額 100 % 87 兆 1,199 億円	
国 税 58.8 %	地方税 41.2 %
51 兆 1,977 億円	35 兆 9,222 億円

国へ要望すべき主なもの

所得課税の充実

法人住民税及び個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、伸長性と安定性を有する極めて重要な税源であることから、所得課税にかかる国と地方の配分割合についてもさらに検討を加え、国民に新たな税負担を求めることなく市町村への配分を強化すること。

定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、所得・物価水準等の推移を勘案して、その見直しを行うこと。

\* 見直し要望税目 ————— 法人市民税（均等割）  
 個人市民税（均等割）  
 軽自動車税

[参考] 定額課税の現行税率の改正状況

税 目	改正年次	経過年数	税 率 等
法人市民税 (均等割)	昭和 59 年 (平成 6 年一部改正)	17 年	5 ~ 300 万円 従業者数 50 人以下の法人等の一部改正
個人市民税 (均等割)	平成 8 年	5 年	S 60 年度 ~ 2,000 円 H 8 年度 ~ 2,500 円
軽自動車税	昭和 59 年	17 年	1,000 ~ 7,200 円

#### 事業所税の課税団体拡大

事業所税については、企業等が集積の利益を求めて都市に集中することに伴い、増加する各種の財政需要に対応するため、都市の行政サービスと事業所との受益関係に着目し、都市環境の整備及び改善に要する費用の負担を事業所に求めるものであり、人口規模等によって、その課税団体が限定されているが、均衡ある都市環境の整備促進のための見地から、本市のような近畿圏整備法に定める既成都市区域の周辺都市等についても、実態に即して課税団体とすること。

#### 大阪府に要望すべき主なもの

##### ・府から市への税源移譲

地方分権一括法の施行に伴う大阪府からの事務移譲に係る財政需要の増加は、地方交付税や府からの事務交付金等で措置されているが、これを改めて、事務移譲にあわせて、国税の配分見直しと同様に府から市への税源移譲により、市の自主財源充実を図ること。

## 本市の市税の徴収について

本市における市税の徴収率については、バブル期に比較すると若干下がってはいるものの、近年の不景気にもかかわらず、依然として府下の市において第6位(平成11年度決算)と高い水準にある。このことは景気の動向に影響を受けるものの担当課における徴収システムが機能しているものと考えられるが、税負担の不公平の解消に向けて注意を払う必要があること及び諸施策の展開を図るための自主財源の充実及び確保ということからも、市税徴収については、今後とも最大限努力しなければならない。

### 歳入と市税収入額の推移

(単位:千円、%)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
歳入合計 A	85,651,517	79,060,985	82,742,708	94,067,367
市税収入 B	44,586,640	46,118,289	44,229,556	44,312,993
市税収入割合 (B ÷ A)	52.06%	58.33%	53.45%	47.11%
市税徴収率	95.02%	94.44%	93.86%	93.94%
府下の順位	6位	6位	6位	6位

市税徴収率は、調定額に対する収入額の割合

府下の順位は、大阪市を除く32市中の順位

### 徴収率向上のための手法

市税徴収率の向上を図るためには、新たな収入未済額を発生させない、つまり、当該年度で課税された市税を当該年度中に徴収することが必要である。

そのためには、新しい滞納者の発生を抑制するという趣旨から現年度優先の基本方針を踏まえつつ、現年度対策として、納期内納付・自主納税の啓発の推進、納期内納付の奨励、口座振替の拡充などを行う一方、滞納対策として、各滞納者別に担当者を決め、文書及び口頭による督促及び催告、さらに特定事案の夜間徴収並びに臨場調査等により、計画的に滞納整理を行っている。今後、(1)これらの徴収体制の強化維持及び効率化を図るとともに、(2)国及び府の徴収部門との連携をなお一層密にし、効率的な徴収体制を確立し、府とは同一滞納事案の共同徴収について拡充を図る。また、(3)不動産についても差押物件の洗出しを行い、換価処分としての公売の実施・促進を図り、滞納処分へのインセンティブを高めながら、さらなる徴収率の向上に努めることとする。

## 課税客体の適正把握について

- ・ 個人住民税は住民税申告書や所得税の確定申告書などの課税資料をもとに賦課を行っているが、なかには申告を行わなかったり、申告をしても所得の一部が漏れていたりする者がいる。これらの未申告者等への対応は、税収の確保だけにとどまらず、課税の公平性を図る意味からも重要であるため、税務署との協力・連携をより充実させ課税客体把握に努める。
- ・ 法人市民税についても、関係機関（府税事務所・税務署）との連携等をなお一層強化のうえ、捕捉に努める。
- ・ 固定資産税の公平・適正な課税を行うため、地図情報システム、航空写真の活用並びに実地調査等のより充実・強化を図り、より一層の課税客体の正確な捕捉に努める。

## 新しい税源確保等について

多くの地方自治体が深刻な財政難の中で、税収確保策を検討し始め、既に具体的な税目を提示した自治体も少なくない。

しかし、現行税率の引き上げや新たな法定外地方税の創設等によって、税収確保をはかる検討を行う前に、行財政改革により、歳入・歳出の見直しを図り、財政の健全性を確保するため、上記の税収確保手法を取り入れる必要性について、十分な検討が肝要である。

一方、「国・地方を通ずる税源配分」の項でも述べたが、長期にわたって据え置かれている定額課税の見直しや標準税率で課税している税目の中で、超過課税することにより税収増が見込まれる税目については、徴税コスト等とも比較検討のうえ、実現させていく努力が必要である。

また、法定外税の創設で、最も大切なのは、市民の理解と支持である。

そのためには、税収確保などという漠然とした理由ではなく、具体的な創設の目的や必要性とその意義を市民に示さねばならない。

従って、超過課税の採用や法定外税の導入については、納税者の意見や需要との関係を多角的に検討し、慎重な判断を必要とするため、庁内に検討会を設置し、調査・検討を進めるとともに、市民への説明責任を果たし、合意形成を得ていくためには、今後、議会をはじめ、市民や関係団体の意見をききながら、具体化に向けて取り組むこととする。

## 税務広報等の充実について

市民自治の観点から、市政情報の積極的な開示を進める一方、税を通じて行政への参画意識を醸成するための議論をすることが重要である。

そのため、市財政の基盤を支える税の用途を分かりやすく公開するとともに、税負担のあり方を正しく理解をしていただくため、一般社会人をはじめ次代を担う児童・生徒に対しても、その意義や役割の正しい理解を深める機会をもつことが極めて重要である。

このため、主な広報媒体である「市政だより」を通じて、税についての広報を充実するほか、FM放送の活用やホームページの内容をますます充実させていくとともに、租税教育推進協議会等の関係機関とも連携をとりながら、児童・生徒に対する租税教育の一層の推進を図ることとする。